厚生労働省 大阪労働局　Press Release

大阪労働局発表
令和５年８月23日(水)

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 賃金課
（直通電話）０６（６９４９）６５０２

「大阪府最低賃金」改正決定の答申に対する異議申し出について

― 時間額 1,０６４円で再答申 ―

大阪地方最低賃金審議会は、大阪府最低賃金の改正決定の答申に対する異議申し出について審議をした結果、当初答申の金額（1,064 円）が適当であると再答申しました。

1　令和５年７月４日、大阪労働局長（木原　亜紀生）から、大阪府最低賃金の改正諮問を受けていた大阪地方最低賃金審議会（会長：衣笠　葉子）は、同年８月７日に時間額 1,064 円で改正決定することが適当であるとの答申を行いました。
　大阪労働局では、答申内容を公示したところ、改正の必要性及び答申金額について異議の申し出がなされたため、本日（8 月 23 日）、改めて異議内容に対する調査審議について、同審議会に諮問したところ、本日付けで、大阪地方最低賃金審議会から、当初答申した金額どおりで決定することが適当であるとの答申が再度行われました。

2　大阪労働局では、答申のあった大阪府最低賃金を令和５年９月１日付けで正式に改正決定し、同日官報公示を行うこととしています。これにより、改正大阪府最低賃金（時間額 1,064 円）の効力が発生するのは、同年 10 月１日となります。

3　大阪府最低賃金は、大阪府内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます。

㊨

令和５年８月 23 日

大 阪 労 働 局 長
　　木原　亜紀生　殿

大阪地方最低賃金審議会
会　長　　衣笠　葉子

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、令和５年８月 23 日付けをもって貴職から諮問のあった、同年８月７日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和５年８月７日付け答申どおり決定することが適当である。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み

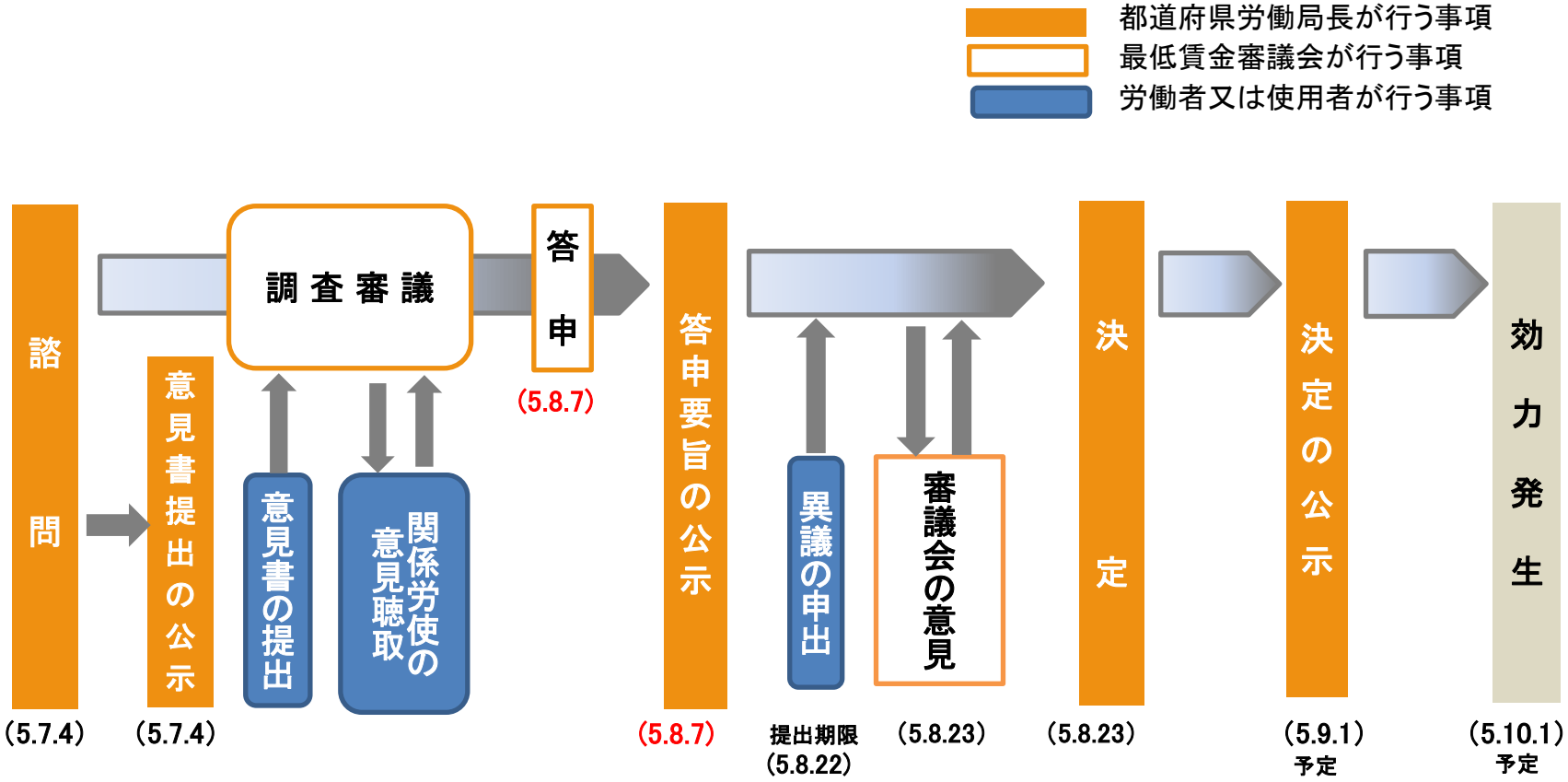

（注） 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。